

平成26年第1回墨田区議会定例会提出予定案件（追加）

予算

- 1 平成26年度墨田区一般会計補正予算

条例

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

人事

- 1 墨田区監査委員選任の同意について

契約

- 1 八広保育園改築工事請負契約の一部変更について

平成26年第1回墨田区議会定例会提出予定案件概要（追加）

条例

1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき基礎賦課額の保険料率を改定する等のほか、国民健康保険法施行令の一部改正（26.2.19 公布、26.4.1 施行）に伴い後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の賦課限度額の引上げ等を行う。

(2) 内容、施行期日等

別紙のとおり

2 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区きんし保育園の耐震改修工事の実施に伴い、当該工事期間における同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区江東橋四丁目30番2-301号

〔仮園舎の位置〕墨田区亀沢二丁目24番6号

〔仮園舎設置期間〕平成26年5月1日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日等

本年5月1日

契約

1 八広保育園改築工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

国土交通省直轄工事について、賃金等の上昇によりインフレスライド条項を適用する措置（ ）が講じられたことに伴い、本年4月21日までを工期としている八広保育園改築工事請負契約について同様の措置を講ずるため、契約金額を変更する。

本年2月1日において残工期が2か月以上ある工事請負契約については、事業者からインフレスライド条項の適用の請求があったときは、その日以後の工期における請負代金額を変更する措置

(2) 契約金額 変更前 2億3,347万8,000円

変更後 2億3,364万7,954円

差 額 16万9,954円

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例概要

1 保険料率の改定等

特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準に基づき保険料率を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正（26.2.19 公布、26.4.1 施行）に伴い後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の賦課限度額を引き上げる。

区 分		現 行	改 正 案
基礎賦課額	所 得 割	6.02 / 100 〔賦課割合：56/100〕	6.30 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	30,600円 〔賦課割合：44/100〕	32,400円 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	510,000円	現行どおり
後期高齢者 支援金等賦 課額	所 得 割	2.34 / 100 〔賦課割合：57/100〕	2.17 / 100 〔賦課割合：56/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	10,800円 〔賦課割合：43/100〕	現行どおり 〔賦課割合：44/100〕
	賦 課 限 度 額	140,000円	160,000円
介護納付金 賦課額	所 得 割	1.76 / 100 〔賦課割合：50/100〕	1.77 / 100 〔賦課割合：50/100〕
	被保険者均等割 (被保険者1人につき)	15,000円 〔賦課割合：50/100〕	15,300円 〔賦課割合：50/100〕
	賦 課 限 度 額	120,000円	140,000円

2 保険料率の改定に伴う保険料の減額等の改正

国民健康保険法施行令の一部改正（26.2.19 公布、26.4.1 施行）に伴い低所得世帯に係る保険料の均等割額の減額に係る所得算定基準を改めるとともに、被保険者均等割の保険料率の改定に伴い均等割額から減額する額を改める。

区 分	現 行			改 正 案		
	算定基準	被保険者1人につき減額する額		算定基準	被保険者1人につき減額する額	
7 割 減 額 世 帯	所得が33万円を超えない世帯	基礎	21,420円	現行どおり	基礎	22,680円
		後期	7,560円		後期	現行どおり
		介護	10,500円		介護	10,710円
5 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 + 24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数〕を超えない世帯	基礎	15,300円	所得が〔33万円 + 24万5千円 × 被保険者数〕を超えない世帯	基礎	16,200円
		後期	5,400円		後期	現行どおり
		介護	7,500円		介護	7,650円
2 割 減 額 世 帯	所得が〔33万円 + 35万円 × 被保険者数〕を超えない世帯	基礎	6,120円	所得が〔33万円 + 45万円 × 被保険者数〕を超えない世帯	基礎	6,480円
		後期	2,160円		後期	現行どおり
		介護	3,000円		介護	3,060円

* 基礎：基礎賦課額

* 後期：後期高齢者支援金等賦課額

* 介護：介護納付金賦課額

3 施行期日等

本年4月1日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第2号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
106,614,000	200,000	106,814,000

◇歳出 **200,000** 千円

1 区民生活費 **200,000** 千円

(1) 文化振興費 **200,000** 千円

・すみだ北斎美術館開設準備経費追加 **200,000** 千円

北斎基金積立金

◇歳入 **200,000** 千円

1 寄付金 **200,000** 千円

(1) 寄付金 **200,000** 千円

北斎基金寄付金